

原発メーカーの原発製造等と輸出の「公序良俗」違反性
—憲法との関連で—

澤野義一

(大阪経済法科大学法学部教授)

目次

- 一 はじめに
- 二 「公序良俗」に違反する法律行為(契約)についての基本的事項と検討課題
- 三 原発ビジネス契約の「公序良俗」違反性
- 四 原発メーカーの原発輸出の「公序良俗」違反性
- 五 原発メーカー訴訟における原告適格者の範囲と精神的損害賠償請求の可否

一 はじめに

福島原発事故により多くの人々が被害を受け、未だ事故の収束も被害の回復・補償等も全く不十分にしかなされていない。このことに対し、原発事業者(東京電力)や国だけでなく原発メーカー(東芝等)も法的責任が問われるべきであるが、責任は原発事業者に集中させ(責任集中制)、原発メーカーについては、原子力損害賠償法の免責条項(4条)により責任が問われていないうえに、政府の支援のもとに原発輸出が積極的に推し進められようとしている。しかし、このような不合理な現状が容認されてよいのかについて検討される必要があるが、この問題については、原発事故の発生等に起因して精神的被害を被ったと主張する日本国内外の人々が原告となって、GE ジャパン・東芝・日立を被告として争う「原発メーカー訴訟」が、東京地裁で現在審理されている。この訴訟に対するアプローチとして、本稿では、原発メーカーの原発製造等と輸出の「公序良俗」違反性(違法性)を主に問題とするが、その内実は憲法違反性が顕著と解されるので、憲法論的考察も重視する⁽¹⁾。

それはともかく、この問題を検討する法的枠組み、すなわち原発メーカーの不法行為責任が成立する要件である、原発ビジネス契約の違法性(「公序良俗」違反性)と、原発(稼働、事故)による精神的損害の発生(違法性)およびその責任(過失責任ないし欠陥[危険]責任)について、私見の要点を結論的に述べるとすれば、次のようになる。

原発の設計・製造・販売・稼働・補修・過酷事故対策等を内容とする原発メーカーと原発事業者の原発ビジネス契約が、原発事故を引き起こす潜在的危険性(「許される危険性」とされる自動車事故等とは質的に異なる「許されない危険性」)を内包する、反社会的な「公序良俗」に反する違法・無効な法律行為であり(民法 90 条)、かつ両事業者の原発事故に対する結果回避義務違反(過失責任)により、原発被害者に対し与えた多様な権利ないし法的保護を受ける利益を侵害したこと(違法性)について事実上の因果関係がある以上、上記両事業者は被害者に対する損害賠償責任があるが(民法の不法行為に関する 709 条[一般的規定]、710 条[精神的損害賠償規定]、719 条[共同不法行為規定])、原発メーカーに関しては、民法だけでなく、製造物責任法上の欠陥(危険)責任も問われるべきである。「原発メーカー訴訟」の原告が求めている損害賠償は、従来の「精神的人格権」侵害による精神的損害とは区別される、人々に対する不安と恐怖の精神的損害(「平穏生活権」侵害による精神的損害)として

容認されるべきである。

また原発メーカーが国内的に違法な原発ビジネスを、政府による違憲の原子力協定締結に基づき海外に展開することは、日本国内外の人々に不安と恐怖という精神的損害を与え、国際信義においても法的にも許されない(憲法の前文、9条、98条等を考慮すると「公序良俗」に反し違憲・違法)。

なお、原発の稼働や事故に起因する不安と恐怖の精神的損害については、原子力損害賠償法における原発メーカーの免責条項を根拠に否認することは妥当ではないし、また製造物責任法が適用されないと解することも妥当ではない。そもそも原発推進を主目的とする原子力損害賠償法は、今日的には、その前提をなす原子力基本法とともに、日本国憲法(基本的人権の尊重と平和主義の原理)の関連でみると違憲立法であるから、その適用は排除されるべきである。

以上のような私見を以下で具体的に論じていくことにするが、まず、「公序良俗」に違反する法律行為(契約)についての基本的事項と検討課題について言及する。次に、本稿の中心的テーマである原発ビジネス契約の「公序良俗」違反性について検討する。第三に、原発メーカーの原発輸出の「公序良俗」違反性について検討する。第四に、「原発メーカー訴訟」における原告適格者の範囲と、不安や恐怖といった精神的損害賠償請求の可否について検討する。

二 「公序良俗」に違反する法律行為(契約)についての基本的事項と検討課題

ここでは、原発ビジネス契約の「公序良俗」違反性を検討するに先立って、「公序良俗」に違反する法律行為(契約)についての基本的事項と若干の検討課題について言及しておくことにする。

一般的にいわれていることは、私人間の契約には民法の契約自由の原則が妥当するが、「公序良俗」に反する違法な契約については無効である、ということである。そのような事例として通常あげられるのは、犯罪に当たる行為、性道徳に反する行為、経済的公序に反する行為、個人の自由を極度に制限する行為、憲法上の権利(人権)や価値(憲法秩序・原理)を侵害する行為等であるが^②、これらの事例のうち本稿で主に関連するのは、人権や憲法原理を侵害する行為であるため、私人間契約に憲法が適用されるかどうかの問題となる。これについては、非適用説、直接適用説、間接適用説があるが、民法90条を介して間接的に憲法が適用されるという間接適用説が通説・判例となっている。しかし、このような学説は論者により内容が多種多様であり、どれかにこだわる実益はあまりなく、人権侵害や憲法原理の否定が顕著であるとみなされる場合には、憲法の直接的適用がなされるべきである^③。それは、特に本稿が問題とする原発メーカーと原発事業者の原発ビジネス契約について妥当するといえる。

その点は後述することにするが(三章)、最高裁が間接適用説を人権保障重視の観点から、私人間契約を「公序良俗」に違反するとした事例としては、雇用契約ないし就業規則に対して憲法14条の平等権ないし平等原理を積極的に適用し、男女差別定年を無効としたケース(「日産自動車事件」判決)がある^④。

私人間契約への憲法の適用問題のほとんどは人権侵害にかかわるものであるが、平和主

義原理である憲法 9 条の私人間契約への適用が問題となった裁判もある。それは、地主が自衛隊に土地を売る契約は憲法 9 条を侵害し、民法 90 条の「公序良俗」に違反し無効であるかを争点にした「百里基地訴訟」である(本件で土地売買契約の無効を主張したのは、地主と最初に土地売買契約をしていたが当該契約を地主から解除された基地反対派の者)。この件につき最高裁は、「私法上の契約は、・・・実質的にみて公権力の発動たる行為となんら変わりがないといえるような特段の事情がない限り、憲法 9 条の直接適用を受けない」が、憲法 9 条の平和主義は「民法 90 条にいう『公ノ秩序』の内容の一部を形成する」として、憲法の間接適用説を採用しつつ、「公序良俗」違反の判断基準として、「社会的に許容されない反社会的な行為であるとの認識が、一般的な観念として確立しているか否か」にあるとする一般論を述べた。ただし、本件では、契約当時はそのような認識が一般的に確立していたとはいえず、当該契約は「公序良俗」に違反しないと判示した⁵⁾。

この判決は、私人間契約への憲法 9 条の直接適用の余地を否定していないが、間接適用説を前提に示した「公序良俗」違反の判断基準は、高度に政治性のある問題(条約等)が違憲かどうかについては「一見極めて明白に違憲無効でない限り」司法審査の対象にならないという最高裁の「統治行為」論⁶⁾と同様、最高裁の主体的な判断を回避することになっている⁷⁾。しかし、下級審であろうと最高裁であろうと、憲法価値の積極的実現をはかる姿勢があれば、「社会的に許容されない反社会的な行為であるとの認識が、一般的な観念として確立しているか否か」にこだわらず、「公序良俗」違反の判断を下すべきである。上記の「日産自動車事件」判決はそのような姿勢がみられ、その後の同種事件に与える影響力もあったといえる。

それはともかく、自衛隊が問題となった「百里基地訴訟」とは異なり、人権侵害や平和主義憲法の侵害が問題となる「原発メーカー訴訟」に関しては原発稼働に対する反対世論が多数を占めているという認識によれば、原発稼働は、「百里基地訴訟」最高裁判決の論理に従ったとしても、「社会的に許容されない反社会的行為であるとの認識が、一般的な観念として確立している」との判断により、「公序良俗」違反と解釈しうる余地もある。その他、原発ビジネス契約は、純粋な私的企業間の契約というより国策的性格をもつことから、「百里基地訴訟」最高裁判決でいう、「実質的にみて公権力の発動たる行為となんら変わりがないといえるような特段の事情」があるという点を考慮すれば、憲法の直接適用がなされるケースと考えることもできよう⁸⁾。

「公序良俗」違反の契約については、契約の効力問題と訴訟における原告適格者の問題も検討される必要がある。「公序良俗」違反の契約の効力については、通説では、基本的には「いつでも」「誰からでも」無効を主張できると解されているが⁹⁾、通常は契約当事者(権利侵害を受けた者)から主張されている。しかし、契約無効は「誰からでも」主張できるのであれば、契約当事者以外の第三者・人々からも契約無効(確認)を主張できるのではなかろうか。このような点について説明したテキストや論稿はみられないが、「公序良俗」に反する原発ビジネス契約の違法行為の存在に起因して、精神的な不安と恐怖の被害を受けたと主張する原告であれば、公共性の極めて高い原発事故については、「誰からでも」、原発ビジネス契約当事者のいずれに対しても、損害賠償を求めることができると考えるべきである(五章に関連)。

三 原発ビジネス契約の「公序良俗」違反性

1 原発ビジネス契約の内容

原発ビジネス契約の場合の「公序良俗」違反性や原発メーカーの法的責任の有無を判断する前提として、原発メーカーと原発事業者の原発ビジネス契約の内容について知る必要があるが、当該契約内容を原告が詳細に知るのは困難なため、裁判所を通じ被告メーカーに説明してもらう必要がある。これについては、原告(本人訴訟団)が東京地裁に被告の東芝に対する「質問書」を提出しているところである⁽¹⁰⁾。この「質問書」によれば、契約内容にかかわって、使用済み燃料プールが耐震設計になっていない設計上の欠陥や、原発の設置場所の問題(原発の高台設置予定が低く設置されたこと)等について質問されている。しかし、契約内容は、原発の設計・製造・販売・稼働・補修・過酷事故対策等を内容とするものであることは常識的に推測できるし、原告「訴状」によれば、次のような指摘がなされている⁽¹¹⁾。

すなわち、「被告ら[GE ジャパン、東芝、日立]は原発メーカーとして、第一[福島]原発における本件原子炉等を設計・製作・設置した。のみならず、被告らはその後も、原発の定期事業者検査等において東京電力の要請を受け、子会社等を使って第一原発の定期検査の実施等を長年にわたって行っており、これまで原子力事業者である東京電力と二人三脚で、一体となって、原発を稼働してきた。むしろ、原発メーカーは電力会社の陰に隠れるようにしながら、自らの利益追求のため、原発の設置・稼働に積極的かつ密接に関与してきたともいえる。そして、原子炉等のメカニズムや知識・技術に最も精通しているのは、まさしく原子炉等を設計・製作した原発メーカーにほかならない。すなわち、被告ら原発メーカーは、原発の高度の危険性をコントロールでき、またコントロールしなければならない立場にある。」

2 原発ビジネス契約の「公序良俗」違反性

原発ビジネス契約が「公序良俗」に違反する理由としては、第二章で指摘したところに関連していえば、原発の稼働や事故が、犯罪行為と、憲法の権利・価値を侵害する行為に該当し、違法性が極めて著しいということである。以下、この点について検討するが、憲法の権利・価値を侵害する行為に関しては、原発稼働等による多様な人権侵害と、憲法 9 条侵害による違法性に分けて検討する。

(1) 原発稼働等の犯罪行為該当性について

この点については、国内的には原発事故に対する東京電力の幹部の業務上過失致死傷罪が問われる可能性があり、国際的には原発稼働等の国際犯罪に該当するとの見解もある。前者については、東京第五検察審査会が、2015 年 7 月 30 日、東京電力の幹部が業務上過失致死傷罪で強制起訴されるべきことを議決したことで、東京地裁で刑事裁判が開かれることになっている。当該犯罪は、東京電力の幹部が、高い危険性をもつ原発にかかわる責任ある地位にあって、地震や津波による原発の過酷事故が万が一にも発生するとの予見可能性があったにもかかわらず、何ら効果的な対策を講じなかったことによる結果回避義務違反があった、ということである⁽¹²⁾。

原発稼働等の国際犯罪性については、核抑止力として原発を保持することが核兵器使用=核戦争の計画と準備行為であり(この点に関しては以下の(3)も参照)、国際人道法違反(平和

や人道の罪)に当たるという見解⁽¹³⁾や、原発の核廃棄物や原発事故等が環境破壊や将来世代に対する権利侵害をもたらすことを考慮し、「原子炉の存続と拡散は、人道法、国際法、環境法、および国際的な持続可能な発展の権利に関する法のすべての原則に反する」という見解⁽¹⁴⁾等がある。

(2) 原発稼働等による多様な人権侵害について

原発の稼働や事故による人権侵害としては、人々の生命、生存、身体、精神、居住・移動、職業・労働、財産、子供の教育等に関する憲法上保障される様々な人権の複合的侵害が考えられる。当該人権の複合性は、原発稼働の差止めを容認した大飯原発・福井地裁判決(平成26.5.21)⁽¹⁵⁾によれば、人の生命ないし生存を基礎(憲法13条、25条を根拠)とする「個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益」の「総体」であり、「人格権」(筆者の命名では「生命権的人格権」)と呼ばれるものに相当する。

その他に、原発稼働等によって様々な人権侵害が引き続き継続し、さらに深刻化したり、あるいは、生命・身体・健康等に関する具体的権利侵害が未発生であるが将来人権侵害を引き起こすのではないかといった、いわば「精神的な不安や恐怖感を内容とする人権」侵害も考えられる。このような「精神的な不安や恐怖感を内容とする人権」に関しては、原発稼働等による恐怖と欠乏からの自由(憲法の前文、13条[幸福追求権]。平和的生存権とも重なる権利で、ノー・ニュークス権という呼称もある)や、将来世代の国民の権利(憲法11条、97条)等を論拠に正当性が容認できよう⁽¹⁶⁾。1997年の「使用済み核燃料・放射性廃棄物管理安全条約」において、「将来世代に不安を負わせるような行動を避けることに努める」という規定が導入されていることも注目されてよい。この人権は、従来の表現の自由や公害等に関する裁判で認められている「精神的人格権」(上記の「人格権」の範疇に入り、福島原発事故で直接被害を受けた周辺住民には賠償が認められている権利)とは異なる「平穏生活権」であり、被害者の内心の感情にかかわる利益を保護法益とする新たな権利に属する。

「平穏生活権」は、これを提唱する論者によれば、「廃棄物処理場や遺伝子組み換え施設などから人体に有害な汚染水や病原体が流出し生命・身体に被害を受けるのではないかと」という深刻な恐れ、危惧による人格権侵害のような場合であり、その被侵害利益は身体的人格権(身体権)に接続(直結)した権利、あるいは、「生命・身体に対する侵害の危険から直接引き起こされる危険感、不安感によって精神的平穏や平穏な生活を侵害されない権利」である。そして、「単なる不安感や危惧感ではなく、生命・身体に対する侵害の危険が、一般通常人を基準として深刻な危険感や不安感となって精神的平穏や生活」が侵害されていると評価される場合には、「人格権の一つとしての平穏生活権の侵害」に対して差止め請求や損害賠償請求が認められることになる⁽¹⁷⁾。

判例の中にも、このような「平穏生活権」が成立する余地を認めるものがみられる(ただし結論は請求棄却)⁽¹⁸⁾。下級審では、厚生省の添加物指定緩和による健康権侵害に関する事件にかかわって、東京地裁(平成9.4.23)は、「恐怖感とか不安感なるものは、・・・それが単なる主観的危惧や懸念にとどまらず、近い将来、現実生命、身体及び健康が害される蓋然性が高く、その危険が客観的に予測されることにより健康などに対する不安に脅かされるという場合には、その不安の気持ちは、もはや社会通念上甘受すべき限度を超えるものというべきであり、人の内心の静穏な感情を害されない利益を侵害されたものとして、損害賠償

の対象となるのが相当である」と述べている⁽¹⁹⁾。

また、熊本県知事の水俣病認定業務停滞の違法性を争った「待たせ賃訴訟」に関し最高裁(最判平成3・4・26)は、「認定申請者としての、早期の処分により水俣病にかかっている疑いの不安定な地位から早期に解放されたいという期待、その期待の背後にある申請者の焦燥、不安の気持ちを抱かされないという利益は、内心の静穏な感情を害されない利益」であり、「その侵害の態様、程度いかんによっては、不法行為が成立する余地がある」と述べている⁽²⁰⁾。

上記のような「平穏生活権」の侵害による不法行為が、「原発メーカー訴訟」の原告らに認められるか否かについては後述する(五章)。

(3) 原発稼働等の憲法9条侵害について

この点に関しては、第一に、原発存続や稼働等の核潜在力・核抑止力が憲法9条の禁ずる「戦力」に該当し、「武力による威嚇」手段になること、第二に、原発政策が違憲の日米安保・同盟の一環であること、第三に、原発稼働等が戦争を引き起こす原因となる社会的「構造的暴力」であり、人々の平和的生存権を侵害すること、が論拠となる。これらの詳細な説明はここでは割愛して、以下、その要点のみ指摘する⁽²¹⁾。

第一の点については、原発が軍事に転用(核武装)可能な「潜在的核抑止力」として戦後位置づけられてきたことが、政府の内部文書や国会議員の発言等から明らかである。第二の点については、日米安保の一環にある日米原子力協定(1955年締結)と車の両輪をなす原子力基本法は制定(1955年)以来、平和目的で運用されるものとされてきたが、2012年の法改正により、「安全保障」が運用目的に追加されたことで、隠されていた原発の軍事利用目的が表面化したことである。これは、第一の問題とも関連するが、非核三原則を政策的建前としつつ、必要最小限の核兵器保有は合憲とする政府見解と符合する。それはともかく、日本に対する米国の安保政策を提言する「第3次アーミテージ報告」(2012年)に沿って、福島原発事故以降、原発輸出ビジネスの推進等を含む、日米協力による積極的な原発運用方針がとられるようになっている⁽²²⁾。第三の点については、原発が戦争の原因となる社会の差別や貧困等(いわゆる「差別構造」「構造的暴力」)のうえに存在しており、戦争目的に使用される可能性もあり(他国からのテロ攻撃等も含む)、人々の平和的生存権侵害につながる恐れがあるということである。このような観点から、中米コスタリカ共和国の最高裁憲法廷は、日本の平和憲法と類似するコスタリカの平和憲法(非武装永世中立や環境権保障)に照らし、原発を容認する政令は違憲無効と判示している(2008年)。なお、核保有と原発(稼働)を憲法で禁じている国としては、永世中立国オーストリアがある。

四 原発メーカーの原発輸出の「公序良俗」違反性

原発メーカーの原発輸出の「公序良俗」違反性の問題を取り上げるのは、次の理由からである。すなわち、原発メーカーの原発輸出は、①日本国内の原発の存続と稼働とも不可分の関係にあり、②日本国憲法にも反すること(違憲性)から、原発輸出ビジネス契約は「公序良俗」違反であり、かつ、③社会的・経済的・政治的諸問題を引き起こして、日本国内外の人々に対して不安と恐怖感の精神的被害を与える要因となるということである。

①の点に関しては、「原子力輸出は、原子力産業と原子力発電(核エネルギー利用)を維持するため」であるとの見方によれば、「輸出計画を取り止めることは、日本社会が核エネルギー利用依存から脱却するための確実な一歩となる」という評価は適切である⁽²³⁾。

③の点に関しては、日本の原発輸出は主に途上国等と原子力協定を締結して行われてきており、これからも新たに協定締結が検討されている。また、その下で原発製造等の事業を受注してきているのは、東芝・日立・GE等の大手原発メーカーである⁽²⁴⁾。しかし、原発輸出の社会的・経済的・政治的諸問題としては、輸出相手国の国内法によっては日本と同様の、原発メーカーの原発事故損害賠償を免責する条項があるため、日本の原発メーカーは何のリスクも負わないで大きな利益が追求できる一方で、原発輸出によって現地住民に原発被害を与える危険性がある。また、核の海外拡散により世界平和に脅威を与えることにもなる。それ以外にも、日本の原発輸出は、日米核同盟やアメリカのエネルギー安全保障の一環として展開されており、アメリカの事前了解なくしては行えないという政治経済的従属性の問題もある(1988年発効の日米原子力協定4条)⁽²⁵⁾。

②の点に関しては、原発メーカーが国内的に「公序良俗」違反の原発ビジネスを海外輸出で展開することは、上記のような諸問題を引き起こし、「平和を愛する諸国民の公正と信義の信頼」原則(憲法前文)に反する。また、日本政府が原子力協定に基づいて、国内的に違法・違憲の法律行為(輸出契約)を大臣が許可(国際技術移転契約に関する外為法が原発を許可)することは、内閣の外交・行政権を逸脱し(憲法73条)、違憲の条約締結を禁ずる憲法98条にも違反する。要するに、原発輸出が違憲だとすれば、原発輸出ビジネス契約は「公序良俗」違反として許されないし、政府の原発輸出政策を憲法に適合する「国際貢献」として評価することもできない。

五 原発メーカー訴訟における原告適格者の範囲と精神的損害賠償請求の可否

1 訴訟における原告適格者の範囲

上述したように(二章)、契約無効は「誰からでも」主張できるのであれば、契約当事者以外の第三者・人々からも契約の違法・無効(確認)を主張できるのではなかろうか。とりわけ「公序良俗」に反する原発ビジネス契約の違法性に起因して生じた精神的な不安と恐怖の被害を受けたと主張する原告であれば、グローバルな公共的性格を有する本件訴訟では、日本国内外の人々も原告適格者となりうる。それは、日本国憲法前文の平和的生存権(戦争の恐怖からの自由、戦争準備行為=原発稼働の恐怖からの自由)の享有主体が日本国民に限定されないで、「全世界の国民」に開かれていることが論拠となる。したがって、当該原告であれば、原発メーカーに対して、過失責任(民法の不法行為法)ないし危険責任(製造物責任法上の設計上の欠陥、製造上の欠陥、指示・警告上の欠陥)を問うて精神的損害賠償を求めることができる。この点については、平和的生存権に関してであるが、「平和的生存権侵害の危険性が重大かつ根本的であるような場合、また、具体的条件や範囲が一定性をもつ場合」、平和的生存権の享有主体については、「広くすべての国民」からの出訴が認められ、著しい精神的苦痛を被った者には損害賠償が認められるという見解⁽²⁶⁾を発展させるならば、「全世界の国民」にまで拡大することも可能であろう。

2 精神的損害賠償請求の可否

原発の稼働等に起因して生じた精神的な不安と恐怖の被害に対して、損害賠償がなされるかどうかの要件としては、上述したように、「単なる不安感や危惧感ではなく、生命・身体に対する侵害の危険が、一般通常人を基準として深刻な危険感や不安感となって精神的平穏や生活」が侵害されていると評価される場合(学説)、あるいは、「恐怖感とか不安感なるものは、・・・それが単なる主観的危惧や懸念にとどまらず、近い将来、現実に生命、身体及び健康が害される蓋然性が高く、その危険が客観的に予測されることにより健康などに対する不安に脅かされるという場合」には、「その不安の気持ちは、もはや社会通念上甘受すべき限度を超えるものというべきであり、人の内心の静穏な感情を害されない利益を侵害されたものとして、損害賠償の対象となるのが相当である」(東京地裁判平成 9.4.23)という要件があるが、「原発メーカー訴訟」の原告(本人訴訟団)が主張している不安や恐怖感は、この要件を満たすと思われる。

この点を原告(本人訴訟団)があげている証拠(第 1 準備書面)に関連して付言すれば、次のような不安と恐怖が指摘できよう。①安全神話が嘘であったことが判明したことに対する不安と恐怖であるが、これに関していえば、メーカーが原発の絶対安全性を宣伝してきたにもかかわらず原発事故を起こしたということについて、製造物責任法の警告上の欠陥責任も問われよう。②汚染水の流出が止まらず太平洋に流れ出ている現実に対する不安と恐怖は、単なる不安感だとして無視されてはならない。③使用済み核燃料など放射性廃棄物の処理ができない不安と恐怖は、日本国内外の人々に共通する深刻な問題である。④原発の再度の過酷事故による被曝に対する不安と恐怖もある。福島事故を契機にしたより普遍的な不安や恐怖としては、以下のものが指摘できる。例えば、⑤原発の存在そのものが人類・自然に害悪を与えるという不安と恐怖も深刻である。⑥原発の存在が潜在的核兵器保有としての国家の安全保障政策に組み込まれていることに関連する不安と恐怖は、戦争準備行為の危険性だけでなく、原発が戦争・テロによる攻撃を受ける危険性とも関連する。⑦その他、原発ビジネスを海外輸出で展開することは、現地で原発被害を与えるのではないかという不安と恐怖を国内外の人々に抱かせる。

福島原発事故とそれに起因する上記の精神的被害の因果関係の立証は原告が負うが、その立証は「通常人が疑いを差し挟まない程度」の蓋然性の証明で足りる。なお、ここでいう因果関係は、事故と被害を直接的・直近的・一時的なもの(被害事実)に限定する「相当因果関係論」ではなく、経験則的に推測しうる間接的・将来発生的・継続的なもの(被害事実)にまで拡張する原子力公害時代にふさわしい「事実的因果関係論」で把握されるべきものである。また、この場合の損害賠償請求については、被害が継続的で、将来的に発生するような「晩発性損害」に当たるから、被害の全体が明確化するまでは消滅時効は成立しない⁽²⁷⁾。

3 原賠法における原子力損害の範囲

上記のような解釈に対して、原発メーカーの損害賠償については、原賠法の免責条項(4 条)により責任が問われないとの反論もありうるので、この問題について検討しておくことにする。結論的にいえば、この免責条項の対象になる原子力損害は、原発周辺住民の健康や身体等に対する直接的な被害に限定され、「原発メーカー訴訟」の原告が主張する不安や恐怖感といった精神的被害(平穏生活権侵害)は免責対象となっておらず、当該被害に対しても民

法の不法行為法の適用により損害賠償が可能であると考えられる(本稿三章、2の(2)参照)。というのは、原賠法では、「原子炉の運転等により生じた原子力損害」は、「核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用(これらを摂取し、又は吸収することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。)により生じた損害」(2条)と定義されているからである⁽²⁸⁾。したがってまた、原賠法では、「原子炉の運転等により生じた原子力損害」は「製造物責任法の規定」には適用されないと書かれているが(3条)、上述したこととの関連から、不安や恐怖感といった精神的被害(平穩生活権侵害)に対する損害は、製造物責任法の適用から除外されることにはならない。

なお、そもそも原発推進を主目的とする原賠法は、今日的には、その前提をなす原子力基本法とともに、日本国憲法(基本的人権の尊重と平和主義の原理等)の関連でみると違憲立法であるから、原賠法の適用を前提とする議論は不要である。というのは、原発の存続と稼働を目的とする原発関連法、すなわち、原子力基本法を前提にして制定されている原賠法等の原発関連法も基本的には違憲だからである。原子力基本法は、1955年制定当時は一般的には違憲視されていなかったとしても(制定後間もなく少数の違憲説も登場)、現在では「人類の福祉と平和」のためという立法目的を支える事実が失われており、むしろ当該目的に反する事実や現象が生じていることから、同法は違憲無効と解される(「立法事実変遷論」)。原子力基本法に関していえば、同法制定後、福島原発事故以前にも、日本国内の様々な原発事故だけでなく、チェルノブイリやスリーマイル島の外国での大きな原発事故も起きていること、あるいは、外国では原発を禁止する憲法・法令や政策もとられていること等が、立法事実の変化といえる⁽²⁹⁾。

原賠法(1961年制定)の独自の問題としては、原発メーカーの免責条項がアメリカ等の政府・原発メーカーの免責のために導入された経緯があること⁽³⁰⁾、また、同法の立法過程で作成された「原発事故損害試算報告書」(1959年)で示された、原発事故が起きた場合の損害額見積もりが隠蔽され低い額でしか公開されなかったこと等の問題があることが今日判明している点でも、原賠法の今日的正当性に疑問がある⁽³¹⁾。それは、原賠法が違憲であることの論拠ともなる。

(1) 多くの原発関連訴訟のうち「原発メーカー訴訟」はこれまで提起されたことはなかったが、当該訴訟は2014年1月30日、東京地裁に提起された。その提訴文をここでは、原告「訴状」と記すことにする。また、この当初の原告とは異なる請求原因を主張するに至った原告らは、後に「本人訴訟団」として、2015年10月18日に「第1準備書面」を東京地裁に提出しているが、本稿のアプローチは、「本人訴訟団」の主張を法的に裏付ける試みである。

なお、原告「訴状」と本稿のアプローチの相違は、原告「訴状」が原子力損害賠償法の責任集中制度が様々な人権を侵害していることを違憲としつつも、原子力損害賠償法の適用違憲論により損害賠償請求を求めているのに対し、本稿は、原発の存在と稼働が人権を侵害しているだけでなく、憲法9条等にも反し違憲であることを明確にしつつ(したがって原子力損害賠償法も違憲)、それを民法の「公序良俗」論の枠組みを介して損害賠償請求を求める点にある。

(2) 佐久間毅ほか編『民法I 総則』(有斐閣、2010年)131頁以下、四宮和夫・能見喜久『民

- 法総則[第八版]』(弘文堂、2010年)265頁以下、詳細は山本敬三『公序良俗論の再構成』(有斐閣、2000年)142頁以下等参照。
- (3) 澤野義一・小林直三編『憲法テキスト』(法律文化社、2014年)86頁[澤野義一執筆]。
 - (4) 「日産自動車事件」最判昭和56・3・24、民集35・2・300。当該判決についての筆者(澤野義一)の批評として、上田勝美編『ゼミナール憲法判例[増補版]』(法律文化社、1994年)73頁以下。
 - (5) 「百里基地訴訟」最判平成元年6・20、民集43・6・385。
 - (6) 「砂川事件」最大判昭和34・12・16、刑集13・13・3225。
 - (7) 高橋和之ほか編『憲法判例百選Ⅱ[第五版]』(有斐閣、2007年)381頁[浦田一郎執筆]参照。
 - (8) 「百里基地訴訟」最高裁判決に関する筆者(澤野義一)の批評については、上田勝美編『ゼミナール憲法判例[増補版]』(前掲)404頁以下。
 - (9) 例えば、佐久間毅ほか編『民法Ⅰ 総則』(前掲)137頁以下、四宮和夫・能見喜久『民法総則[第八版]』(前掲)279頁以下、椿寿夫・伊藤進編『公序良俗違反の研究』(日本評論社、1995年)230頁[中舎寛樹論文]。
 - (10) 「本人訴訟団」による2015年10月18日付「求釈明書」。
 - (11) 原告「訴状」150頁。
 - (12) 検察審査会の動向については、河合弘之『原発訴訟が社会を変える』(集英社、2015年)147頁以下。東京電力の幹部の業務上過失致死傷罪が成立することを学説的に検討した文献として、槌田敦・山崎久隆・原田裕史『福島原発多重人災 東電の責任を問う』(日本評論社、2012年)137頁以下[槌田敦論文]、古川元晴・船山泰範『福島原発、裁かれないでいいのか』(朝日新聞出版、2015年)参照。
 - (13) 田中利幸「核兵器と原子力発電の犯罪性」(Peace Philosophy Centre, 2012年7月31日), http://peacephilosophy.blogspot.jp/2012/07/blog-post_31.html。
 - (14) C・G・ウィーラマン・トリー「日本における原子炉の惨劇」『日本反核国際法律家協会に関する文書』2011年3月14日付。
 - (15) 判決については、<http://www.courts.go.jp> 参照。
 - (16) 澤野義一『脱原発と平和の憲法理論』(法律文化社、2015年)24-27頁、43-46頁、113頁。「ノー・ニュークス(No Nukes)権」の呼称については、原告「訴状」81頁以下参照。
なお、特に原発事故については「将来世代」の人々の権利に注目すべき理由は、福島事故の災害が今後数千年たっても収束しないし、放射線被曝による遺伝的疾患やがんが増加したり、「将来世代にも引き継がれる」ことが避けられないからである。この点については、ヘレン・カルディコット監修(河村めぐみ訳)『終わりなき危機』(ブックマン社、2015年)4頁以下参照。
 - (17) 淡路剛久・吉村良一・除本理史編『福島原発事故賠償の研究』(日本評論社、2015年)22頁[淡路剛久論文]。同趣旨の見解は当該書籍で複数の論者によって言及されている。なお、これらの論者では、従来の公害被害等による被侵害利益である精神的人格権も「平穏生活権」の一つに含められている。
 - (18) 詳しくは、須加憲子「高度な危険性を有する(バイオハザード)研究施設による『不安感・恐怖感』と『平穏生活権』について」『早稲田法学』78巻1号(2002年)167頁以下。な

お、吉村良一『不法行為法[第4版]』(有斐閣、2010年)36-53頁も参照。

- (19) 『判例時報』1651号39頁。
- (20) 『判例時報』1385号3頁。
- (21) 澤野義一『脱原発と平和の憲法理論』(前掲)27頁以下。
- (22) 坂本恵「福島原発事故の教訓からみた、ベトナムへの原発輸出の課題」『福島大学地域創造』25巻1号(2013年)59-61頁。
- (23) 鈴木真奈美『日本はなぜ原発を輸出するのか』(平凡社、2014年)228頁。
- (24) 詳細は、中野洋一「世界の原発産業と日本の原発輸出」九州大学『国際関係学論集』10巻1・2合併号(2015年)36頁以下参照。
- (25) 坂本恵「福島原発事故の教訓からみた、ベトナムへの原発輸出の課題」(前掲)59-60頁。
- (26) 小林武『平和的生存権の弁証』(日本評論社、2006年)62-71頁、深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』(岩波書店、1987年)241頁参照。
- (27) 吉村良一『不法行為法[第4版]』(前掲)104頁-112頁、185-186頁のほか、四宮和夫・能見喜久『民法総則[第八版]』(前掲)378頁。
なお、因果関係論との関連では、福島原発事故に起因して、アメリカにまで拡散した放射性物質による食糧汚染等を危惧する外国の専門家の研究もある。ヘレン・カルディコット監修(河村めぐみ訳)『終わりなき危機』(前掲)190頁以下[シンディ・フォルカース論文]等参照。
- (28) なお、原子力損害の中には「相当因果関係」が認められる限り精神的被害が含まれ、原賠法の責任集中制により、原発事業者に賠償責任があるとしても、原発メーカーには賠償責任がなく、民法の不法行為責任も負わないという判例(例えば水戸地判平成20・2・27、『判例タイムズ』1285号201頁)があるが、疑問である。というのは、当該判例が想定する精神的被害(それに対する慰謝料)は、原発周辺住民の事故被害(福島原発事故でいえば生業損失や避難等)に伴うものに限定されており、原発周辺住民を超えた地域の人々の原発事故に起因する不安や恐怖の精神的被害は含まれていないとすれば、原賠法が有効であったとしても、この精神的被害の損害については原発メーカーが免責されることにはならず、民法の一般的な不法行為責任の対象となりうる。もちろん、原賠法がもともと違憲だとすれば、やはり民法の不法行為法を適用し、原発メーカーの賠償責任を求めることができる。
- (29) 澤野義一『脱原発と平和の憲法理論』(前掲)23-24頁。なお、「立法事実変遷論」は、「在外邦人選挙権確認事件」(最大判平成17・9・14、民集59・7・2087)、「非嫡出子国籍確認事件」(最大判平成20・6・4、民集26・6・1367)等、近年の最高裁の違憲法令審査の判断手法として用いられている。この点は、原発を問う民衆法廷実行委員会編『原発民衆法廷②』(三一書房、2012年)24-25頁でも指摘されている。
- (30) 大島賢一『原発のコスト』(岩波書店、2011年)58-60頁、鈴木真奈美『日本はなぜ原発を輸出するのか』(前掲)201-204頁。
- (31) 当時の国の年間予算の2倍以上に当たる3兆7000億円もの被害が予測されていたが、1961年の国会には損害額の3分の1以下に抑えた要約だけが提出され、原子力基本法の公開原則が守られていなかったことが判明したのは1999年になってからである(「毎日新聞」1999年6月16日付)。当該公開原則や憲法の財政民主主義(83条)が守られて

いたなら、原賠法の成立に疑義が呈されたかもしれない。